

意見書案第 2 号

主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を作ることを求める意見書案
上記の意見書案を提出する。

平成 30 年(2018 年)3 月 22 日

提出者	山 内 善 男
賛成者	夏 川 嘉一郎
賛成者	上 杉 正 敏
賛成者	西 川 正 義

主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を作ることを求める意見書

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が今年 3 月末をもって廃止されます。

種子法は、基礎食料の米・麦・大豆の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査を義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良品種を多く開発し、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しいコメなどが安定的に供給されてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより今後コメなどの種子価格の高騰や気候変動が進む中、地域条件に適合した品種の維持・開発などの取り組みの衰退が心配されます。また長期的には多国籍遺伝子組み換え企業の進出による食の安全、食糧主権が脅かされることが懸念され、消費者にとっても重大問題であります。

以上の趣旨から日本人の食の根幹である米・麦・大豆の種子という大事な公共財産を失うことを懸念し、公共品種を守るための法律の存在が必要であると考え、新しい法律の制定を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年(2018 年)3 月 22 日

彦 根 市 議 会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿